

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の実施について（案）

平成17年11月4日
環 境 省1 特定排出者の範囲

(1) エネルギー起源二酸化炭素に係る温室効果ガス算定排出量を報告する特定排出者

(産業部門・業務部門)

- 省エネ法の第1種エネルギー管理指定工場・第2種エネルギー管理指定工場を設置している者【事業所ごとに報告】

(運輸部門)

- 省エネ法の特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者【企業ごとに報告】

(2) エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスに係る温室効果ガス算定排出量を報告する特定排出者（別添参照）

- 次の①及び②の要件を充たす者【該当する温室効果ガスについて事業所ごとに報告】

① 温室効果ガスの種類ごとに定める当該温室効果ガスの排出を伴う活動（排出活動）が行われ、かつ、当該排出活動に伴う排出量の合計量が当該温室効果ガスの種類ごとに二酸化炭素換算で3,000トン以上である事業所を設置していること

② 常時使用する従業員の数が21人以上であること

※ 「エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス」

→ 1) 非エネルギー起源二酸化炭素、2) メタン、3) 一酸化二窒素、4) ハイドロフルオロカーボン類、5) パーフルオロカーボン類、及び6) 六ふっ化硫黄

2 温室効果ガス算定排出量の算定

(1) 算定期間

- 原則として、報告する年の属する年度の前年度1年間とする。

ただし、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類及び六ふっ化硫黄については、報告する年の前年1年間とする。

※ ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類及び六ふっ化硫黄に係る報告については、平成19年度に限り、前年度1年間の算定も認める。

(2) 具体的な算定方法（別添参照）

- 温対法第7条の規定による我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量（インベントリ）の算定における算定方法を用いることを基本として定める。
- 事業所ごとにエネルギー起源二酸化炭素に係る温室効果ガス算定排出量を報告する特定排出者は、次の①～③の排出量の合計量（いわゆる「配分後の排出量」）をもって算定を行う。
 - ① 燃料の使用に伴う排出量（電気又は熱の供給に係るものを除く。）
 - ② 他人から供給された電気の使用に伴う排出量
 - ③ 他人から供給された熱の使用に伴う排出量
- ただし、主たる事業が電気業又は熱供給業である事業所に限っては、配分後の排出量に加えて、燃料の使用に伴う排出量（いわゆる「配分前の排出量」）をもって算定・報告を行う。

3 温室効果ガス算定排出量の報告

(1) 報告事項・報告様式

- 特定排出者は、以下の情報を報告するものとする。
 - ① 当該特定排出者（事業所）に関する情報
 - ② 温室効果ガスの種類ごとの温室効果ガス算定排出量に関する情報

※ 報告に当たっては、デフォルトとして定める算定方法・係数と異なる算定方法・係数を用いることができることとする。デフォルトとして定める算定方法・係数と異なるものを用いた場合には、報告の際にその内容について説明することとする。
- 報告様式については、提出に係る負担を回避する観点から、省エネ法の定期報告様式との併用を認める運用とする。具体的には、
 - ① エネルギー起源二酸化炭素に係る温室効果ガス算定排出量のみを報告する場合
 - 温対法の報告とみなされる報告として、省エネ法の定期報告書を使用し報告しても差し支えないこととする。
 - ② エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスに係る温室効果ガス算定排出量のみを報告する場合
 - 温対法の報告様式を使用することとする。
 - ③ エネルギー起源二酸化炭素及びそれ以外の温室効果ガスの両方について温室効果ガス算定排出量を報告する場合
 - 省エネ法の定期報告書に、温対法の報告様式を添付して提出する。

(2) 報告の単位

- 事業所ごとの報告が原則。
- 省エネ法の特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者がエネルギー起源二酸化炭素排出量を報告する場合には、事業所ごとの報告が適当と認められないため、企業ごとの報告とする。

(3) 報告の期限

- 毎年度6月末日までに報告しなければならないものとする。
- 権利利益の保護の請求、関連情報の提供も報告の期限と同様とする。
 - ※ 特定荷主については、省エネ法の定期報告の期限が平成19年度に限り9月末となる予定であり、温対法の報告期限も平成19年度に限り9月末日とする。

(4) 報告先

- 温室効果ガス算定排出量の報告は、当該特定排出者が報告すべきすべての種類の温室効果ガス算定排出量について、当該特定排出者（事業所）が行う事業を所管する一の大蔵大臣（複数事業を行う場合には、そのうちの主たる事業を所管する大臣）に対して行うこととする。
- 具体的には、省エネ法の定期報告の提出先である事業所管大臣と同一とし、省エネ法の定期報告と同様に、一部の省庁については地方支分部局に報告受理の権限を委任する。

4 権利利益の保護に係る請求

(1) 請求の方法等

- 権利利益の保護に係る請求は、温室効果ガス算定排出量の報告と併せて、当該特定排出者（事業所）が行う事業を所管する大臣に対して行う。
- 請求書については、
 - ① 請求者に関する情報
 - ② 請求の対象となる温室効果ガスの種類及び温室効果ガス算定排出量
 - ③ 当該温室効果ガス算定排出量が公にされることにより、当該特定排出者の権利利益が害される理由及びその事実の説明が記載事項に含まれるものとする。

(2) 権利利益の侵害についての審査

- 請求を受理した事業所管大臣は、請求書等に記載の当該特定排出者の権利利益が害される理由及びその事実の説明をもとに、報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利利益が害される

おそれの有無について、審査を行う。

- 事業所管大臣は、権利利益の保護に係る請求を認める場合には、その旨の決定をし、当該特定排出者に対しその旨を通知する。請求を認めない場合には、その旨の決定をし、当該特定排出者に対しその旨及びその理由を通知する。

5 関連情報の提供

- 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報(関連情報)の提供は、温室効果ガス算定排出量の報告と併せて、報告先である事業所管大臣に対して行うものとする。
具体的には、省エネ法の定期報告書又は温対法の報告様式に、関連情報の提供様式を添付して行うものとする。
- 関連情報としては、次の情報のいずれか又は両方を提供できる。
 - ① 特定排出者全体に係る情報であって、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上、提出されるもの
→ 特定排出者である企業単位で提出
 - ② 事業所のみに係る情報であって、請求に対してのみ開示されることに同意の上、提出されるもの
→ 事業所単位で提出
- 提供することができる関連情報の具体的内容としては、
 - ① 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報
 - ② 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報
 - ③ 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報
 - ④ 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報
 - ⑤ その他の情報が含まれるものとする。

6 事業所管大臣における情報の処理

(1) 報告事項の通知

- 省エネ法の定期報告書若しくは温対法の報告様式を受理し、又は関連情報の提供を受けた事業所管大臣は、
 - ① 当該特定排出者(事業所)に関する情報
 - ② 温室効果ガスの種類ごとの温室効果ガス算定排出量に関する情報
 - ③ 当該特定排出者又は事業所に関する情報として提出された関連情報を環境大臣及び経済産業大臣に通知する。

- 報告された温室効果ガス算定排出量について、①権利利益の保護に係る請求がない場合、②権利利益の保護に係る請求を認めない決定がなされた場合には、当該温室効果ガス算定排出量を環境大臣及び経済産業大臣に通知する。
- 事業所ごとに報告を行う特定排出者について権利利益の保護に係る請求を認める決定をした場合においては、事業所管大臣は、当該温室効果ガス算定排出量が逆算されない形で、環境大臣及び経済産業大臣に通知する。
- 権利利益の保護に係る請求を認める決定の対象となった温室効果ガス算定排出量が逆算されない限りにおいて、通知に支障のない量についても環境大臣及び経済産業大臣に通知する。

(2) 事業所管大臣による集計結果の通知

- 報告された温室効果ガス算定排出量は、事業所管大臣において、①企業別、②業種別、③都道府県別（企業ごとに報告された温室効果ガス算定排出量については①及び②）に集計を行い、その結果を環境大臣及び経済産業大臣に通知する。
- 事業所ごとに報告された温室効果ガス算定排出量について、企業別、業種別、都道府県別に行った温室効果ガスの種類ごとの集計結果が通知されることにより、権利利益の保護に係る請求が認められた特定排出者の権利利益が害されるおそれがない形で、環境大臣及び経済産業大臣に通知する。
- 権利利益の保護に係る請求が認められた特定排出者の権利利益が害されるおそれがない限りにおいて、通知に支障のない量についても環境大臣及び経済産業大臣に通知する。

7 環境大臣及び経済産業大臣における情報の処理

(1) 集計・公表

- 環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣において行った集計の結果を、①企業別、②業種別、③都道府県別（企業ごとに報告された温室効果ガス算定排出量については①及び②）に集計し、その結果を特定排出者全体に係る関連情報と併せて公表する。

(2) ファイル記録

- 環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣から通知された①当該特定排出者（事業所）に関する情報、②温室効果ガスの種類ごとの温室効果ガス算定排出量を、事業所に係る関連情報と併せて電子ファイルに記録する。

- 環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣においては、請求に応じてこれを開示する。

(3) 事業所管大臣による集計結果の合計量の通知の求め

- 環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣による集計結果であって通知されなかったものについて、関係事業所管大臣において権利利益の保護に係る請求が認められた特定排出者の権利利益の保護に支障がないことを確認した上で、各集計結果の合計量を通知するよう求めることができる。

8 その他

- 磁気ディスクによる温室効果ガス算定排出量の報告、権利利益の保護に係る請求、関連情報の提供及びファイル記録事項の開示の方法等について定める。
- なお、ファイル記録の開示請求に係る手数料の額及び納付の方法等については、平成 19 年度に定める予定。